

令和 7 年第 9 回 9 月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年9月3日(水) 午後1時52分から午後2時15分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、35人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也
6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造
11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美
16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春
21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 26. 工藤 恒實
27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦
32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹
計 35人

5. 欠席委員 25. 長谷川一幸 計1人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第16号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第52号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第54号 農地に該当するか否かの判断について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次 長：村田龍治 主 幹：吉村 翔

主 査：吉田純也 任用職員：工藤賢聖 計6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第9回(9月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

先月、8月26日、地区大会が鰯ヶ沢町で行われましたが皆様のおかげで無事承認され、ありがとうございます。さて、これから、稲作農家は稲刈りが始まり忙しくなるかと思いますが、農機具の点検を十分にして、怪我などないようにしていただけれ

ばと思います。

本日は9月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中35名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には2番 古坂光司委員、4番 盛彰一委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第16号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第52号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第54号 農地に該当するか否かの判断について

以上、報告2件、議案4件、計6件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」、「報告第16号 公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」、以上2件を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）

1ページをお開きください。報告第15号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第15号は、1ページの番号118番から3ページの番号121番までの4件です。解約は全て田で面積は合わせて25,672㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。

続いて、4ページをご覧ください。報告第16号について説明致します。

「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」。最高価買受申出人となった買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、下記のとおり許可書を交付したので報告する。令和7年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

4ページの番号3番は、8月18日入札の屏風山土地改良区の公売に参加するため買受適格証明願の申請がなされ、先月、8月の総会において買受適格者の証明がされたものです。最高価買受申出人となった買受適格者に対し、申請時と事情が変わらないため、8月20日に農地法第3条許可書を交付しました。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第51号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、5ページをお開きください。議案第51号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第51号は、番号325番から14ページの番号343番までの19件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が2件で面積は田が25,305㎡。「一般の売買」の申請が2件で面積は畑が3,053㎡。「贈与」の申請が8件で面積は田が15,932㎡、畑が8,974㎡。農地の「交換」が2件1組で樹園地2,161㎡と7,757㎡の交換となっております。その他、「賃貸借」の申請が3件で面積は田が57,521㎡。「使用貸借」の申請が2件で面積は田が20,873㎡、畑が4,565㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから7ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明します。5 ページの 3 2 5 番の田は総額 4 0 0 万円、1 0 a 当たり 2 4 万 1 千円、3 2 6 番の田は 1 0 a 当たり 3 0 万円、6 ページの 3 2 7 番の畑は総額 1 5 万円、1 0 a 当たり 7 万 5 千円、3 2 8 番の畑は総額 1 万円、1 0 a 当たり 9 千 4 百円、なお、こちらは宅地購入に伴う付属農地としての価格となります。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 5 1 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 5 1 号を採決致します。おはかり致します。議案第 5 1 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 1 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 5 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、2 1 番 杉森広宣委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（2 1 番 杉森広宣委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第 5 2 号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは 1 5 ページをお開きください。議案第 5 2 号について説明致します。

「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 7 年 9 月 3 日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 5 2 号は、番号 9 1 6 番の 1 件です。所有権移転の「贈与」の申請で、面積は田が 2, 4 0 1 m²です。別添の農地法第 3 条調査書 8 ページのとおり、許可要件の

全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第52号の質疑を終結致します。

これより、議案第52号を採決致します。おはかり致します。議案第52号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

21番 杉森広宣委員、入室願います。

（21番 杉森広宣委員入室し着席）

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

16ページをお開きください。「議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

番号9番の農地の所在地は、木造越水稻村の畑1筆で面積が498㎡です。住宅の新築による申請です。周辺は農地と宅地であるが農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。27番 長谷川秀樹委員、報告をお願い致します。

（27番 長谷川秀樹委員報告）

現地確認の報告をいたします。本日、午前10時より、私「27」番「長谷川」、事務局長と吉田専門員の3人で確認してまいりました。

番号9番の申請の場所は、広岡コミュニティ消防センターより西に約390mに位

置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第53号質疑を終結致します。

これより、議案第53号を採決致します。

議案第53号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第54号 農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

17ページをご覧ください。「議案第54号 農地に該当するか否かの判断について」。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求める。令和7年9月3日提出、つがる市農業委員会会長。

18ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。

委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。地区ごとに農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、森田地区、畑が1筆で145㎡となっております。今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。農業委員3名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第５４号の質疑を終結致します。

これより、議案第５４号を採決致します。おはかり致します。議案第５４号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議案第５４号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、議事日程第４の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

１．次期総会日程（案）について （中野事務局長）

１）日 時 令和７年１０月３日(金) 午後２時００分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室

２）日 時 令和７年１１月７日(金) 午後２時００分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」２階 視聴覚室

２．事務連絡

- １）青森県農業委員会大会（工藤会計年度任用職員）
- ２）令和７年度つがる市農業委員会交流会収支決算報告（村田次長）
- ３）農用地のあっせんのお願について（吉田主査）

議 長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和７年第９回（９月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。